

日本司法支援センター スタッフ弁護士採用案内



人と人とを結ぶ架け橋になりませんか？

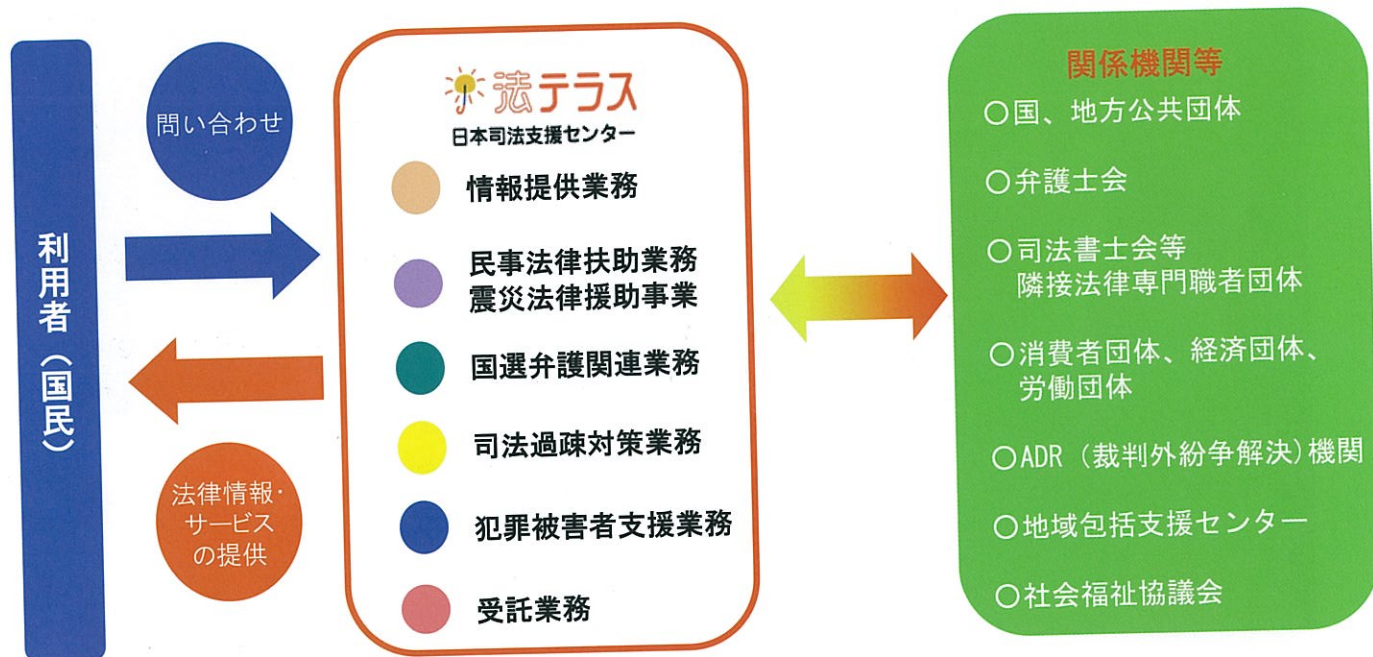
法テラスの業務

■法テラスとは？

法テラスは、全国どこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けることができる社会を実現するために、総合法律支援法に基づき、平成18年10月から業務を開始しました。法で社会を照らしたいという意味と、利用者がくつろげるテラスのような場所でありたいという思いを込めて「法テラス」という名前を付けました。正式名称は「日本司法支援センター」と言います。

■法テラスの業務

法テラスは、日本全国にサービス提供拠点を展開し、利用者である国民に対し、主として、①情報提供業務、②民事法律扶助業務・震災法律援助業務、③国選弁護関連業務、④司法過疎対策業務、⑤犯罪被害者支援業務、⑥受託業務等を行います。



● 情報提供業務

- ・ 紛争解決に役立つ法制度を紹介します。
- ・ 法律サービスを提供する関係機関等の情報を集約し、無料で提供します。

● 民事法律扶助業務・震災法律援助業務

- ・ 資力の乏しい方に、無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替え等を行います。
- ・ 平成24年4月から、東日本大震災の被災者の方を対象として、無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替え等を行う震災法律援助業務も法テラスの業務となりました。

● 国選弁護関連業務

- ・ 迅速、確実に国選弁護人を確保し、捜査から裁判まで一貫した国選弁護体制を整備し、裁判員制度の実施を支えます。
- ・ 平成19年11月から、改正少年法の施行に伴い、国選付添制度についても法テラスの業務となりました。

● 司法過疎対策業務

- ・ 弁護士や司法書士がいない地域等で法律サービスを提供します。

● 犯罪被害者支援業務

- ・ 犯罪被害者の支援に精通した弁護士や専門機関等を紹介します。
- ・ 平成20年12月から、被害者参加人のための国選制度についても法テラスの業務となりました。

● 受託業務

- ・ 平成19年10月から、日本弁護士連合会から委託を受けて (i) 被疑者・少年に対する援助、 (ii) 犯罪被害者に対する援助、 (iii) 外国人、子ども、精神障害者、心神喪失者、高齢者、障がい者等に対する援助業務を行っています。

法テラス「スタッフ弁護士」とは？

■「スタッフ弁護士」とは？

スタッフ弁護士は、日本全国に展開する法テラスの地方事務所、支部又は地域事務所に併設された法律事務所に勤務し、利用者である国民に対し、民事法律扶助・震災法律扶助、国選弁護・付添、司法過疎地域における有償による法律サービス提供等を行います。

■なぜ今「スタッフ弁護士」なのか？

法テラスがこの国で担う役割は、「あまねく全国において、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現」であり、敷居は低い、最高のサービスを提供する組織を目指しています。

法テラスに寄せられる事件は、日常生活に密着したよくある事件ですが、そこにこそ、人々の暮らしがあり、尊厳があり、生があります。こうした人や事件にひとつずつ誠実に寄り添っていくのが、スタッフ弁護士です。

また、高度情報化社会となった今日でも、未だ法テラスにたどり着けない人がたくさんいます。『たどり着けない人には、私たちから歩み寄って行けばいい！』というのが、法テラスのスタンスです。

このような活動の積み重ねが、この世界をもっと色彩豊かにしていくことにつながっていくはずです。

スタッフ弁護士には、このような活動を法テラスの仲間たちや関係機関のみなさんと手を携えながら、行っていくことが求められています。

■スタッフ弁護士に求める人材像

- 依頼者に寄り添うあたたかい心
- 関係機関との架け橋を作れる行動力とコミュニケーション力
- 物怖じせずに切り開く気概
- 与えられた環境において最善を尽くす姿勢

スタッフ弁護士には弁護技術のほかにも、一般の弁護士にはない特有のスキルが求められます。これらについては、法テラスに採用された後、様々な経験を積む中で、必要なスキルを身につけることで対応できます。

それができるよう法テラスはたくさんのバックアップ制度を用意しています。

法テラスはあなたの未来に期待しています。

スタッフ弁護士の活動（１）

■スタッフ弁護士の主な活動内容

法テラスに採用されると一定の養成期間を経たのち（※１）、全国に設置している法テラス法律事務所に配属され、次の４類型の法律事務を主な業務として行います。

なお、スタッフ弁護士は、法律事務の取扱い（個別事件の処理）において、法テラスから独立して職務を行い、事件処理方針について法テラスから指揮命令を受けません。

●民事法律扶助事件

資力の乏しい方に無料の法律相談を行い、相談者が希望する場合は、一定の要件の審査を経た後、代理援助や書類作成援助を行います。

●国選弁護・付添事件

貧困等の理由で私選弁護人を選任できない被告人や、重大事件の被疑者の国選弁護人、重大な少年事件の国選付添人として弁護活動を行います。

●司法過疎地域における有償受任（※２）

弁護士がいないか極めて少ない、いわゆる司法過疎地域において、有償による法律サービスの提供を行います。

●国選被害者参加弁護士としての活動

加害者とされた者に対する刑事裁判の手續に被害者の方々が参加されるときに、被害者参加弁護士として活動します。

このほかに、スタッフ弁護士の業務には、受託業務の受任、関係機関等との連携の確保及び強化、情報提供業務のバックアップ、法テラスの業務に関する講習・研修の実施などの業務に従事することが含まれます。

また、平成２４年４月から、東日本大震災の被災者の方を対象として、無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替え等を行う震災法律援助業務も法テラスの業務となりました。

※１ 法曹経験者からスタッフ弁護士に採用された場合については、原則として養成期間はなく、採用後、すぐに法テラス法律事務所に赴任します。

※２ 有償受任事件を取り扱うことができる事務所は、司法過疎地にある地域事務所だけであり、すべての法テラス法律事務所で扱っているわけではありません。

法テラス法律事務所の種類

◎本所・支部併設法律事務所

地方事務所等に併設され、主に民事法律扶助事件や国選弁護事件、国選被害者参加事件等を取り扱います。

◎地域事務所

弁護士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置されています。地域事務所には、「扶助・国選対応地域事務所」、「司法過疎地域事務所」の２つがあります。



事務所職員と福岡の
裁判所にて
（中央右側が寺井）

福岡でスタッフ弁護士をしている寺井です。修習は63期、弁護士としては3年目になりました。

今、法テラス福岡では、福祉分野との連携構築に取り組んでいます。具体的には、福祉事務所（生活保護の窓口）での出張相談をきっかけにケースワーカーと協力して保護受給者の多重債務問題を解決したり、地域包括支援センター（高齢者の抱える様々な問題に対応する介護保険法に基づく機関）と連携して高齢者の虐待対応や後見申立などを行います。

福岡でも、全国の他の都市部と同様、弁護士の数が増え、法テラスの認知度も上がったことでリーガルサービスへのアクセスは向上していますが、未だ、貧困や障がい、その他の理由で弁護士を利用できない方々は大勢います。私は、そういった方々に対しても、行政や福祉分野、医療分野と連携することで、適切なリーガルサービスを提供できると考えています。関係機関が安心して連携に応じてくれること、そして売上を考えずに事件に臨むことができる、というスタッフ弁護士の武器を生かして、これからもこの問題に取り組んで行こうと思います。



福島県会津地方は、福島県の西側約40%、東京都2つ分にあたる広さを占め、約30万人の方々が暮らしています。この地域で活躍されている9人の弁護士に、法テラス会津若松のスタッフ弁護士である私が加わっている体制です。

私自身も弁護士として扶助・国選・有償等の事件処理をしています。スタッフ弁護士の仕事はそれだけに止まりません。法テラスは公的機関であるため、問合せや他の機関からのご案内が多いのです。

そこで、法テラス会津若松に日々寄せられる、市民の方々や、地方自治体の窓口・警察署・福祉施設などからのご案内された方々からの問合せに対し、2人の事務局と力を合わせて、適切なご案内に努めています。私自身で法律相談をする場合だけでなく、弁護士会の窓口のご案内することも多いので、スタッフでない弁護士の先生方との協働の一翼も担っていると自負しています。多くの方々から多岐にわたる相談や問い合わせを頂くので、大変ですがやりがいがあります。

養成明けの2年目から弁護士1人でこのような重責を担うことは、不安の連続でしたが、開所以来の歴代の常勤弁護士・事務局の作り上げられた事務所体制、本部の研修制度や業務支援制度、それに全国にいるスタッフ弁護士や職員の皆さんに助けて頂いて、なんとかやってこられました。全国に仲間がたくさんいるというのは、本当に大きな力だと思います。

スタッフ弁護士は、法テラスという大きく特殊な枠の中で仕事をする、法テラス制度を最もよく知る弁護士です。公的な立場なので堅苦しい面もありますが、同時にとても強い武器にもできる立場です。この立場を市民のために最大限活用していこうとして頂ける方が、スタッフ弁護士に適任なのではないかと思っています。

スタッフ弁護士の活動（2）

■司法ソーシャルワークについて

民事法律扶助制度により、経済的に困っている方への法的支援が可能となりました。

しかし、生活環境や精神的・身体的な障がいなどが原因で、いまだに司法にアクセスできない方がたくさんいます。問題を抱えながらも、解決策を見つける手段がないために、困難な状況にとどまらざるを得ないのです。

そのような方々が直面する様々な問題（福祉、医療、公的扶助、子育てなど）を解決する方法が、法テラスと関係機関の連携による「司法ソーシャルワーク」です。

それぞれの機関が得意とする分野のノウハウを生かしながら、問題解決に向けて総合的な支援を行います。

スタッフ弁護士は、地域の関係機関ネットワークの中に入り、社会福祉士、保健師、医師、社会福祉協議会職員、ケアマネージャーなどの方々と連携して、法テラス利用者の問題解決に当たります。

法的問題だけを切り取って解決するのではなく、法テラス利用者が抱えている様々な生活上の問題にも着目し、生活全体に十分な目配りをしていく支援を目指しています。



実際の活動例

法テラス東京法律事務所

弁護士だけで 社会をテラセますか？

法テラス東京は、新宿区にあります。
ちょっと意外ですが、こんな都心でも住宅街が見られます。
高層ビルの谷間に、一歩足を踏み入れてみる。
そこには人々の生活があります。

生活があれば、悩みごともありもの。

例えば、古くなった建物にお一人で暮らす高齢の方。

屋根瓦が隣家の庭に落ちて、隣人に怪我を負わせてしまいました。

「慰謝料を払え！」などと、かなり激しい取立てを受けている様子。

ですが、もう高齢で外出も難しく、精神的にも経済的にも困っています。

この方は、法律相談に行けるでしょうか？

弁護士が事務所で待っていれば、相談に来てくれますか？

こんなとき、ご本人の権利擁護に取り組む地域の福祉機関があったらどうでしょう。

問題に気付いて、法律相談に繋げてくれるかもしれません。

繋がった後も、解決に向けて協力し合うことができます。

関係機関との連携、ネットワークの力が発揮される典型的な場面です。



法テラス東京法律事務所は、こういったネットワークを重視しています。
そして、それを築くための活動にも取り組んでいるところです。

例えば、「ホットライン」と称して、福祉機関から電話相談を受ける。
平成24年10月からの10か月間で、200件以上の電話相談がありました。
今後は、スタッフ弁護士を関係機関に派遣することも企画中です。
一緒に活動する機会を増やせば、新しいニーズが見えてくるかも。

「法で社会を照らしたい」というのが、法テラスの名前の由来でした。
でも、様々な視点から光を照らさないと、どこかに影が残ってしまいます。
社会福祉、精神保健福祉、医療、介護など、弁護士が知らない視点は沢山。
関係機関との連携で、一つでも多くの暗がりを照らしたいと思います。

■新たな活動領域へ

平成24年12月から、スタッフ弁護士を地方自治体や関係機関に派遣するという取組が始まりました。

スタッフ弁護士は、実際に自治体等の中に入って職員として活動することになるため、そこで新たな弁護士のニーズを把握することができます。

更なる連携の構築につながる一歩進んだ活動が始まっています。

これまでの派遣実績（平成25年9月現在）

修習期	派遣先	派遣期間
新63期	静岡県伊豆市	H24.12～
58期	社会福祉法人 南高愛隣会	H25.1.5～H25.3.31
新61期	社会福祉法人 滋賀県社会福祉事業団	H25.1.7～H25.6.30
新63期	宮城県東松島市	H25.4.1～
新62期	原子力損害賠償紛争解決センター	H25.5.1～
現行60期	法務省大臣官房司法法制部	H25.5.7～
新63期	福島県相馬市	H25.6.1～
新62期	福島県浪江町	H25.8.1～
現行62期	宮城県気仙沼市	H25.9.1～

実際の活動例

稲田 優花

（滋賀県社会福祉事業団へ派遣）

滋賀でスタッフ弁護士をしていましたが、平成25年1月から県内の社会福祉法人に派遣され、半年間ほど組織内弁護士として活動しました。

私の派遣先である滋賀県社会福祉事業団は、高齢者施設（養護老人ホームや特別養護老人ホーム、認知症デイサービス事業所）や障害児・者支援施設、救護施設など複数の施設を運営する社会福祉法人であり、派遣期間中は、法人本部で事務局の皆さんと一緒に机を並べて仕事をしていました。

派遣当初は、福祉の複雑な制度や専門用語に戸惑い、新しい環境に不安を感じることもありましたが、すぐに毎日の新鮮な経験に面白さを感じるようになりました。

半年の間に法人の各種施設の見学はもとより、県内の福祉・医療施設も訪問し、現場の方々から話を聞く機会も多く得られました。そうした中で、今まで法律事務所に相談に来られたけれども、法律だけでは解決できない様々な生活上の困難を抱えた方に、どう対応すれば良かったのか、これからはどうすれば良いのかなど、沢山のヒントを得られたように思います。

また派遣中は、グループホームに使用する建物について賃貸借契約書を起案したり、法人が運営する美術館について著作権等を考慮した運営要綱を作成するなど、スタッフ弁護士としては普段しない法務部的な仕事にも携わることもでき、貴重な経験となりました。

外部組織での仕事の経験は弁護士としての視野も広げるように思います。私もまた、機会があればぜひ行ってみたいですし、皆さんにも手を挙げて欲しいと思います。

スタッフ弁護士の研修・支援体制

■研修制度

スタッフ弁護士のスキルアップのため、毎年、研修を実施します。
内容は、各分野の著名弁護士等による講義やケース研究など、実践的なカリキュラムが盛り込まれています。

養成中の スタッフ弁護士対象

スタッフ弁護士の業務に必要な基礎的知識を習得すること、また、法テラスの役割や業務への理解等、赴任にあたって必要な実務的な知識を深めることを目的として、養成中の1年間で集中的に研修を行います。

(主な研修)

- 常勤弁護士新任業務研修
- 定期基礎研修（民事・刑事）
- 赴任前業務研修
- 裁判員裁判専門研修（平成25年から実施。希望・選抜制。）

赴任1年目の スタッフ弁護士対象

スタッフ弁護士として法テラスの法律事務を遂行するために必要な実務に関する専門的知識及び技能の習得を図ることを目的として実践的な研修を行います。

(主な研修)

- 民事実務研修
- パーソナリティ障害対応研修（希望・選抜制）

全ての スタッフ弁護士対象

専門的知識をより深め、スペシャリストを育成することを目的とした実践的な研修や個々のスタッフ弁護士の活動について情報を共有し、自己の活動に生かすためスタッフ弁護士が自主的に企画した研修を行います。

(主な研修)

- 裁判員裁判事例研究研修（希望制）
- ブロック別研修

※毎年、研修プログラムを見直しており、各種研修の向上及び新規研修の企画を行っています。

■裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室による業務サポート

裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室では、あまねく全国において、より質の高い法律サービスの提供ができる体制を構築するため、進行中事件に関して電話・面談等による相談や各種研修の実施などスタッフ弁護士に対する業務支援を行っています。

■スタッフ弁護士を支えるネットワーク

法テラスでは、「スタッフ弁護士支援メーリングリスト」を導入し、スタッフ弁護士間での自由な情報交換の場を提供しています。たとえば、過疎地の法律事務所に赴任して困ったことがあったときでも、メーリングリストに投稿すれば、全国の法テラス法律事務所のスタッフ弁護士から情報を受けることができます。

また、メーリングリストメンバーには、スタッフ弁護士の支援者である「アドバイザリースタッフ」も参加しており、各分野の著名弁護士等からのアドバイスを受けることができます。

＜アドバイザリースタッフ 各分野＞

民事：貧困（生活保護等）、消費者、離婚、相続、高齢者・障害者、労働、交通事故、民暴、
犯罪被害者、医療、知財、行政訴訟
刑事：刑事、裁判員、少年
法テラス：常勤弁護士業務支援室、裁判員裁判弁護技術研究室
日弁連：対応室、推進本部

総勢 約50人

新任業務研修

法テラスに入所するスタッフ弁護士を対象に法テラスの各業務の解説、その他業務実施に当たって留意すべき事項について講義を2日間にわたり実施します。

(平成25年1月17日・18日実施内容)

講義内容	担当講師
民事法律扶助の概説	本部国選弁護課長代行
犯罪被害者支援について	本部犯罪被害者支援課長
常勤弁護士の職務について	本部常勤弁護士総合企画課長
常勤弁護士として勤務するということ	稲垣隆一法律事務所 弁護士 稲垣 隆 一
各種手続について	常勤弁護士総合企画課
国選弁護・付添業務の概説	本部国選弁護課長
受託業務の概要	本部第二事業部長
総合法律支援法の概説	本部総務部長
会計事務について	本部会計課長
情報提供業務について	本部情報提供課長
法テラスにおける接遇のあり方	本部総務課長兼サービス推進室長

定期基礎研修

養成中のスタッフ弁護士を対象とした民事・刑事に関する基本的な弁護技能習得を目的とした実務型の研修です。年2回、1回あたり2日間にわたり実施します。

(平成25年2月14日・15日実施内容)

講義内容	担当講師
刑事演習	本部裁判員裁判弁護技術研究室 室長 弁護士 神山 啓史 主任研究員 弁護士 岡 慎一 研究員 弁護士 坂根 真也
民事演習	本部常勤弁護士業務支援室 室長 弁護士 神田 安積 副室長 弁護士 田岡 直博 専門員 弁護士 石井 誠一郎 専門員 弁護士 波戸岡 光太
弁護士倫理（演習）	上記民事演習講師
グループディスカッション（刑事）	上記刑事演習講師
先輩スタッフ弁護士の体験談	法テラス牛久法律事務所 常勤弁護士 倉部 奈々
質疑応答	専門員 弁護士 波戸岡 光太 常勤弁護士 倉部 奈々

赴任を控えた
内定者等対象

常勤弁護士内定者・赴任前業務研修

法テラス法律事務所に赴任する前に、法テラスの各業務の解説、その他業務実施に当たって留意すべき事項について2日間にわたり講義します。

(平成24年10月18日・19日実施内容)

講義内容	担当講師
総合法律支援法の概要	本部総務部長
国選弁護・付添業務について	本部国選弁護課長
民事法律扶助業務について	本部民事法律扶助第一課長
受託業務の概要	本部第二事業部長
会計事務について 情報提供業務について	本部会計課長 本部情報提供課長
赴任後に使用する書式について	本部常勤弁護士総合企画課
赴任後の業務関係について	本部常勤弁護士総合企画課長
法律事務所の会計について	本部会計課長補佐
情報セキュリティについて	稲垣隆一法律事務所 弁護士 稲垣 隆一
地方事務所職員・法律事務所事務職員務との関わり方について	桜丘法律事務所 弁護士 富田 さとこ
スタッフの日常業務支援（養成事務所、赴任先事務所での業務遂行上の留意点と支援室でのサポート体制）	本部常勤弁護士業務支援室 室長 弁護士 神田 安積 専門員 弁護士 波戸岡 光太
障がい者理解と関わり方	医療法人社団翠会成増厚生病院 入院連携室・地域支援室 精神保健福祉士 奈良 真起子

法律事務所
赴任1年目の
スタッフ弁護士
対象

パーソナリティ障害対応研修

心理的・精神的な問題を抱えていると思われる相談者に対してどのように対応をすべきか、精神科医による精神疾患の基本知識の講義及び模擬法律相談のロールプレイングを行います。

(平成25年8月1日・2日実施内容)

講義内容	担当講師
面談技法講義	早稲田大学教授 和田 仁孝 早稲田大学リーガル・クリニック 弁護士・臨床心理士 岡田 裕子
精神医学講義	東京芸術大学教授 精神科医 内海 健
事例検討会	心の杜・新宿クリニック副院長 精神科医・精神分析的精神療法家 高野 晶
ロールプレイ(フィードバックを含む)	臨床心理士 隅谷 理子 他3名

法律事務所
赴任1年目の
スタッフ弁護士
対象

民事実務研修

現職の裁判官及び第一人者の弁護士を講師として迎え、実際の事件を題材に事例の分析や研修員間の意見交換を行います。法曹二者の視点で意見・指摘が受けられるようになっています。

(平成24年11月8日・9日実施内容)

講義内容	担当講師
民事実務演習	裁判所裁判官 本部常勤弁護士業務支援室 ウェール法律事務所 弁護士 小川 英 郎
原発ADRについて	本部常勤弁護士業務支援室 専門員 弁護士 鎌 田 毅
行政ADRを活用した紛争解決について (公害紛争処理制度の活用)	総務省 公害等調整委員会事務局審査官
民事介入暴力について	馬場・澤田法律事務所 弁護士 手 打 寛 規
成年後見について	弁護士法人きぼう東京きぼう法律事務所 弁護士 寺 町 東 子

赴任中の
スタッフ弁護士
対象

裁判員裁判事例研究研修

常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件から適切な事案を選び、担当弁護士及び研究室メンバーにおいて事前検討を行った上で、その成果を発表し、参加者全員で討論したうえで、研修室メンバーが解説を行います。参加は希望制となっています。

(平成24年9月13日実施内容)

講義内容	担当講師
報告された事件の概要、進行説明	本部裁判員裁判弁護技術研究室 室 長 弁護士 神 山 啓 史 主任研究員 弁護士 岡 山 慎 一 研 究 員 弁護士 坂 根 真 也
事例報告1 責任能力を争う事件の注意点：傷害致死	
事例研修2 直接主義の実質化：強盗致傷	
事例研修3 行為責任を基礎とした量刑：傷害致死	
事例研修4 共犯事件における行為責任 不定期刑についての量刑意見：傷害致死	
事例研修5 共犯事件における弁論の分離・併合：強盗傷害	

赴任中の
スタッフ弁護士
対象

ブロック別研修

全国を8ブロックに分け、ブロックごとに常勤弁護士が企画して行う研修です。企画担当者となった常勤弁護士が独自に研修内容を決め、隣接地域の常勤弁護士と相互に研さんを積むことを目的としています。下記は平成25年度に実施された研修の一例です。

実施ブロック	講義内容	担当講師
関東ブロック	佐渡における成年後見申立支援の方法及び高齢者・障がい者福祉施策の現状と展望についての講義 他	新潟県社会福祉士会 理 事 本間 奈美
中国ブロック	伊方原発の原子力発電差止請求訴訟に関する講義	広島みらい法律事務所 弁護士 定者 吉人

■裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室



研究室メンバー
(左から坂根研究員、神山室長、岡主任研究員)

平成22年11月1日、常勤弁護士総合企画部に、裁判員裁判弁護技術研究室が設置されました。裁判員裁判における弁護技術の研究及び普及、スタッフ弁護士の裁判員裁判事件に対する業務支援を目的としています。

「研究室」のメンバーは、室長 神山啓史（第二東京弁護士会）、主任研究員 岡慎一（埼玉弁護士会）、主任研究員 坂根真也（東京弁護士会）、研究員 趙誠峰（第二東京弁護士会）の4名です。

●事件相談

スタッフ弁護士が受任している進行中の事件について、「連絡票」で相談してもらい、電話会議ないし面談日程を設定するという方法で行っています（原則として複数の研究室メンバーで対応しています）。

●終了事件の検討

終了した事件について、「結果報告書」で報告いただき、担当したスタッフ弁護士との検討を行っています。

●事例研究研修の企画

事件相談、終了事件の検討等の活動を基礎に、「事例研究研修」を開催しています。この研修では、研究室で相談を受けた事例について、担当弁護士報告、講師の解説、質疑・討論を行います。

常勤弁護士業務支援室

平成23年6月20日、常勤弁護士総合企画部に「常勤弁護士業務支援室」が設置されました。支援室は、裁判員裁判以外の常勤弁護士の受任事件に関する業務支援を行っています。

「支援室」のメンバーは、室長神田安積（第二東京弁護士会）、専門員石井誠一郎（第二東京弁護士会）、専門員米村俊彦（第二東京弁護士会）、専門員浦崎寛泰（東京弁護士会）、専門員波戸岡光太（東京弁護士会）の5名です。



支援室メンバー
(前列：神田室長、後列：左から米村専門員、石井専門員、浦崎専門員、波戸岡専門員)

●事件相談

「支援室通信」で、毎月の在室スケジュールをお知らせし、在室時間帯に電話やメールでの相談に対応しています。相談は多岐にわたり、事件処理方針等の大きな相談からちょっとした手続上の疑問、依頼者との関係などについても、相談を受け付けています。

●各種研修の企画

スタッフ弁護士に対する業務研修（民事演習）の内容を企画し、講師を担当しています。

スタッフ弁護士の待遇

■地位・身分・給与・保険・住居

雇用類似の契約関係に立ち、法テラスから給与（月給）が支払われます。

同期の裁判官・検察官とほぼ同等の給与（月給）が支給されます。

社会保険完備（厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険）。

住居については、法テラスの規程により、一定の住居手当が支給される方法があります。その他、業務の必要性に応じて、法テラスが選定した借上宿舎に入居する場合があります。

■任期

① 司法修習生から採用の方

1年。更新あり。更新の場合は、②になります。

② 法曹経験者からの採用の方（①の方の任期更新の場合を含む）

法曹経験10年以下の方は、3年任期、2回更新可能です。

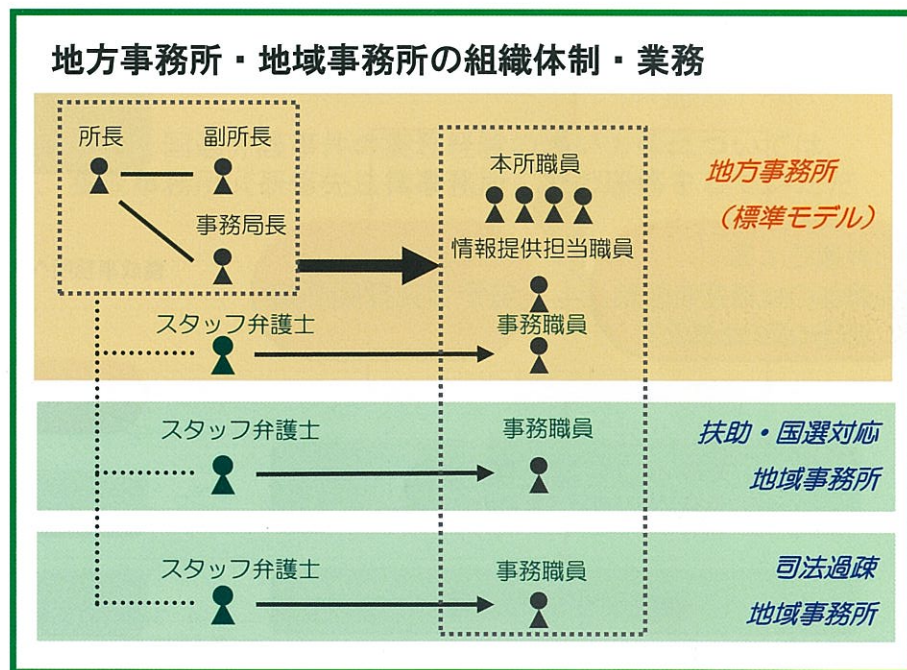
さらに、法曹経験10年を超える方で、スタッフ弁護士のシニア格としてふさわしい方については、2年契約で複数回更新可能です。

※なお、更新の場合は理事長が必要と認め、本人が更新を希望する場合に限ります。

■勤務場所

法テラスは、全国都道府県に設置する50か所の「地方事務所」を核に、さらに必要な地域に「扶助・国選対応地域事務所」、「司法過疎地域事務所」を展開しています。

スタッフ弁護士は、地方事務所、その支部又は地域事務所に併設された法律事務所をオフィスとして執務し、法律サービス提供の現場を担います。



■勤務時間・休日

午前9時から午後5時30分等（勤務場所により異なります。）

原則として土日祝日休。ただし、休日勤務があります。

また、産前産後休暇、育児休暇などの休暇制度もあります。

なお、養成期間中のスタッフ弁護士や外部派遣されているスタッフ弁護士については、養成事務所や派遣先の勤務体系に準じます。

■事務処理上の経費

事務所賃料、事務職員の給与、書籍購入費、備品費、交通費など、事務処理上の経費を法テラスが負担します。

スタッフ弁護士への採用手続の流れ

■司法修習生から採用の場合

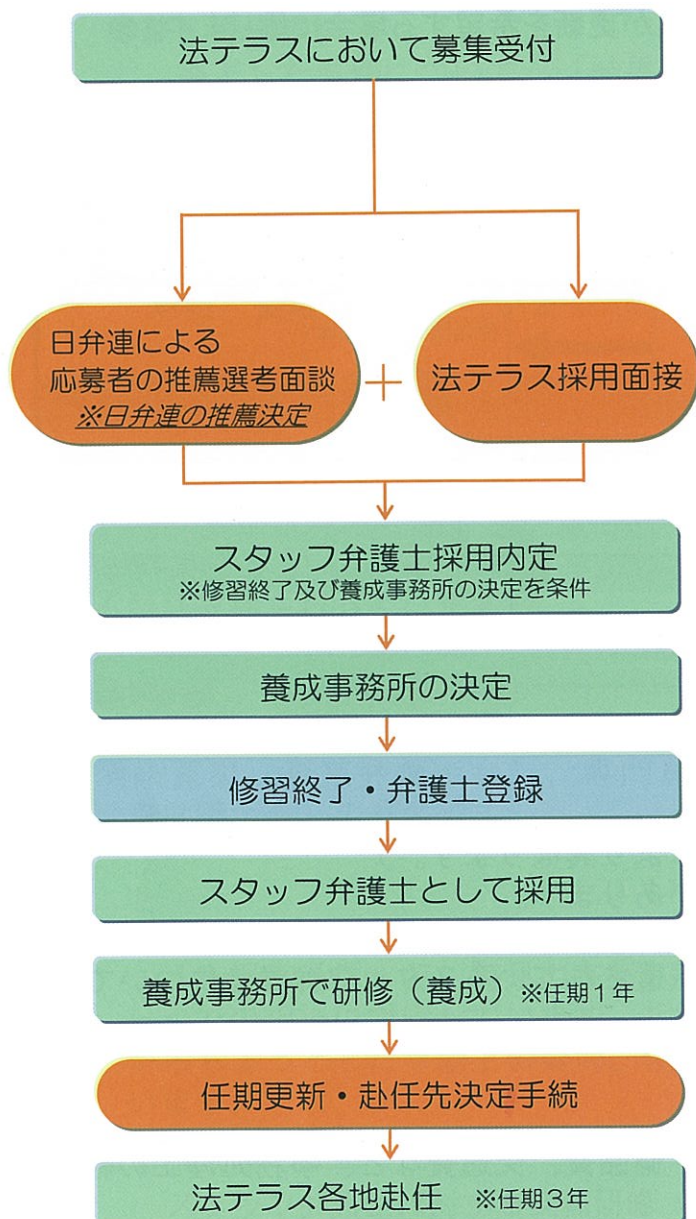
スタッフ弁護士の養成については、2つの方法があります。

1つ目は、法テラス採用方式であり、法テラスが採用主体となり、応募者をスタッフ弁護士として採用した上で、1年間、養成事務所（研修先法律事務所）において鍛錬・養成を行う方式です。

2つ目は、養成事務所採用方式であり、養成事務所が主体となり、スタッフ弁護士希望者を養成事務所の勤務弁護士として採用して、1年間程度、指導弁護士のもとで鍛錬・養成を行い、養成期間中に応募し、スタッフ弁護士として採用するという方式です。

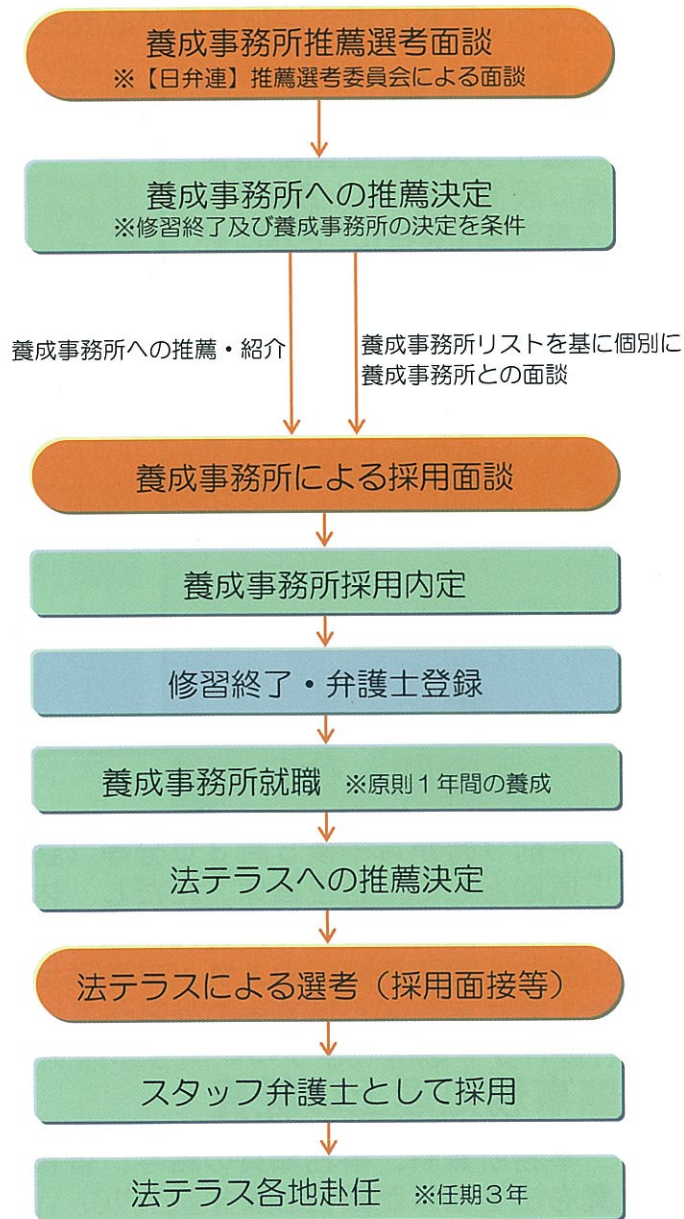
法テラス採用方式【新スキーム】

スタッフ弁護士を志望する司法修習生について、法テラスが採用主体となり、司法修習終了後直ちにスタッフ弁護士として採用した上、養成事務所における研修を実施します。



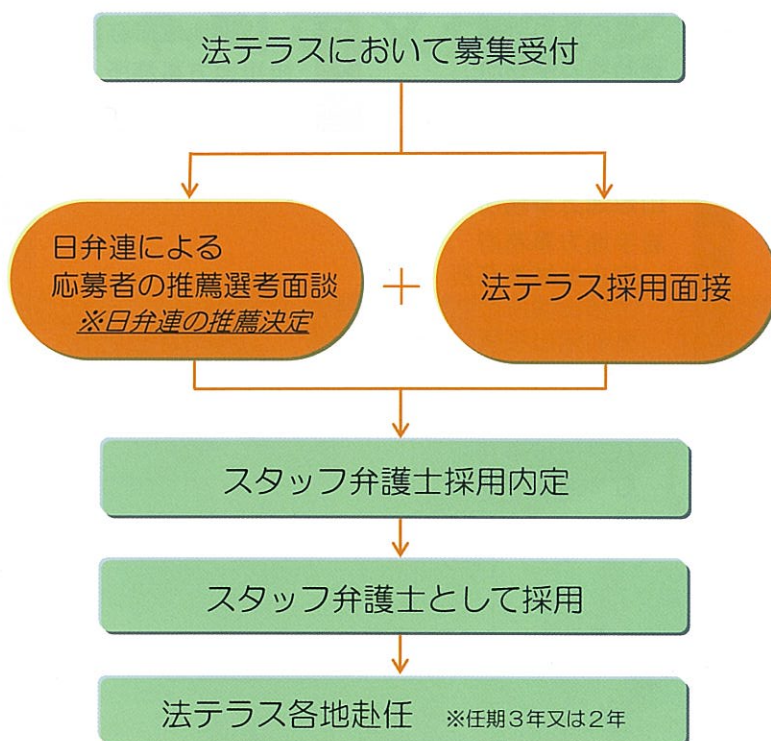
養成事務所採用方式【従来スキーム】

司法修習終了後、1年間全国各地のスタッフ弁護士養成事務所での弁護士業務を修練した上、法テラススタッフ弁護士として採用されて各地に赴任します。



■法曹経験者から採用の場合

法テラスでは、法曹実務経験者を対象としてスタッフ弁護士を募集しています。
採用手続の流れは以下のとおりです。



※ 弁護士実務経験、特に民事法律扶助事件・国選弁護事件の実務経験の浅い方等については、法テラス各地へ赴任前に、数ヶ月間、養成事務所（研修先法律事務所）での研修をしていただく場合があります。

MEMO

全国の法テラス事務所 (平成 25 年 9 月現在)

中部・北陸

愛知地方事務所
三河支部
三重地方事務所
岐阜地方事務所
可児地域事務所
中津川地域事務所
福井地方事務所
石川地方事務所
富山地方事務所
魚津地域事務所

中国

広島地方事務所
山口地方事務所
岡山地方事務所
鳥取地方事務所
倉吉地域事務所
島根地方事務所
浜田地域事務所
西郷地域事務所

九州・沖縄

福岡地方事務所
北九州支部
佐賀地方事務所
長崎地方事務所
佐世保地域事務所
壱岐地域事務所
五島地域事務所
対馬地域事務所
平戸地域事務所
雲仙地域事務所
大分地方事務所
熊本地方事務所
高森地域事務所
鹿児島地方事務所
奄美地域事務所
鹿屋地域事務所
指宿地域事務所
徳之島地域事務所
宮崎地方事務所
延岡地域事務所
沖縄地方事務所
宮古島地域事務所

東北

宮城地方事務所
南三陸出張所
山元出張所
東松島出張所
福島地方事務所
会津若松地域事務所
二本松出張所
ふたば出張所
山形地方事務所
岩手地方事務所
宮古地域事務所
大槌出張所
気仙沼出張所
秋田地方事務所
青森地方事務所
八戸地域事務所
むつ地域事務所

北海道

札幌地方事務所
函館地方事務所
江差地域事務所
八雲地域事務所
旭川地方事務所
釧路地方事務所

関東

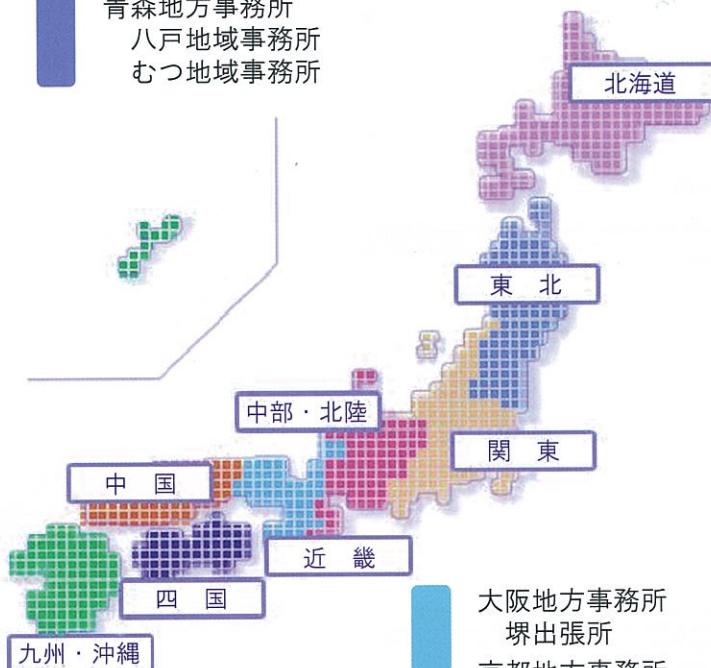
本部
東京地方事務所
多摩支部
新宿出張所
上野出張所
池袋出張所
八王子出張所
霞が関分室
神奈川地方事務所
川崎支部
小田原支部
埼玉地方事務所
川越支部
熊谷地域事務所
秩父地域事務所
千葉地方事務所
松戸支部
茨城地方事務所
下妻地域事務所
牛久地域事務所
栃木地方事務所
群馬地方事務所
静岡地方事務所
沼津支部
浜松支部
下田地域事務所
山梨地方事務所
長野地方事務所
松本地域事務所
新潟地方事務所
佐渡地域事務所

近畿

大阪地方事務所
堺出張所
京都地方事務所
福知山地域事務所
兵庫地方事務所
阪神支部
姫路支部
奈良地方事務所
南和地域事務所
滋賀地方事務所
和歌山地方事務所

四国

香川地方事務所
徳島地方事務所
高知地方事務所
須崎地域事務所
安芸地域事務所
中村地域事務所
愛媛地方事務所



スタッフ弁護士採用に関するお問い合わせ・応募の窓口

日本司法支援センター 常勤弁護士総合企画部 常勤弁護士総合企画課

〒164-8721

東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー 8F

TEL : 050-3383-5340 / FAX : 03-5334-7092

MAIL : staff-b@houterasus.or.jp